# シリーズ 途上国における企業の社会貢献活動 3 カンボジアの事例

国際事業本部 国際研究部 武井泉

# カンボジアにおける外国直接投資

カンボジアは、1980年代後半より市場経済への移行を開始し、内戦終了後の1994年には、投資法が策定され、外国投資に対し開放的な政策を採っている。多くのセクターにおいて、外資の100%所有が認められているが、タバコ製造、ラジオ・放送、映画製作、印刷・出版、精米、宝石用原石の開発、絹織物等一部の分野のみ、事前承認や地場資本の参加が必要となる等の条件が定められている。

カンボジアにおける近年の外国投資及び GDP 成長率の推移は、2003 年から 2007 年まで、外国直接 投資は増加傾向を示していたが、世界金融危機以降、直接投資の流入は 2007 年を下回る水準に留まっ ている。

また、1994 年から 2010 年 11 月までの投資(認可ベース)のセクター内訳を見てみると、カンボジアの主力産業である観光業や輸出の中核をなす衣料・縫製業に対する投資が多い。国別に見ると、認可ベースでは、中国からの投資が最も多く、次いで韓国、マレーシア、EU、米国となっており、東アジアや東南アジアからの投資が多くなっている。

直接投資の窓口は、カンボジア開発評議会(The Council for the Development of Cambodia: CDC)で、具体的には、投資に関する情報提供と申請書受付、5,000 万米ドル未満の投資に関する審査と承認、輸入関税と法人税免除措置、査証と労働許可、会社登記に関するワンストップショップとして活動している<sup>iii</sup>。カンボジアは、多様な事業に対する投資を奨励しており、農業および農産業、運輸および電気通信、エネルギーおよび電気、労働集約型産業・加工、製造業、観光業、人材育成、石油、ガス、鉱業を投資奨励事業としている<sup>iv</sup>。

カンボジアの外国直接投資に関する法制度は、基本的に投資を奨励するように設計されている。投資に関する主要な法律としては、1994年投資法、2003年改正投資法、200万米ドル未満の投資に対するライセンス制度を規定する 2005年の「州・特別市投資小委員会の設立に関する政令」および、改正投資法施行に関する政令 No.111等が存在する、。

2003 年改正投資法<sup>\*1</sup>は、10 章 27 条から構成されている。同法では、第 1 章において、投資ライセンスを取得したプロジェクトである「適格投資プロジェクト: QIP」を定義し、第 3 条では、CDC をワンストップサービス提供機関として定義している。同投資法は、投資手続き、投資家保護、インセンティブ、土地の所有・利用等、投資を実施する上での基本的な要件について規定している。

他方、改正投資法施行のための政令 No.111<sup>vii</sup>の付属文書 1、第 1 節「ネガティブ・リスト」に記載されている 投資禁止分野ないしは外国人に対して制限されている分野を除き、商業省に登録を行い、関連する業務上の 許可を取得すれば自由に投資活動を実施することが可能となっている。同附属書のネガティブ・リストは、投資 を禁止する分野、投資を認めるがインセンティブを付与しない分野、関税は免除するが利益に対する課税免除 は認めない分野の3種類から構成されている。禁止分野の一例としては、輸入した廃棄物を活用した発電があ り、インセンティブを付与しない分野としては、卸売りや小売業、観光サービス提供者等がある。関税は免除す るが利益に対する課税免除を認めない分野としては、基本電話サービス、石油採掘等がある。

### CSRに関する制度、政府関連組織の取組

カンボジアにおいて、CSR は比較的新しい概念であり、CSR を所管する政府機関に関する規定は存在していない。また、CSR を規定する法制度も存在しておらず、今後、民間セクターの成長や社会からの要請にあわせ、関連法規や政府機関が整備されるものと推察される。

## 企業、業界団体、NGO 等による CSR 活動への取組み

カンボジアは、輸出の8割以上を衣類が占めている。そのため、同セクターでは、工場における労働条件改善の側面から、CSRに関する認識が深化しつつある。カンボジア衣料製造業組合(Garment Manufacturers Association of Cambodia: GMAC)は、1999年に関係省庁において登記され、同セクターの貿易円滑化や国際競争力維持のため、商業省等、関係機関に対してロビーイング活動を行っている。また、GMACはILO等とBetter Factory Cambodiaプログラムを実施しており、同プログラムでは、カンボジアの労働法やILOが定めた国際的な労働基準に基づき、輸出製品を製造する繊維セクターの工場をモニタリング、レポートしているVIII。同モニタリングを経ることで、児童労働や労働搾取的な工場で製造された製品でないことを証明し、カンボジア繊維製品の価格以外の面での競争力向上に貢献している。同プログラムに対しては、米国労働省、米国国際開発庁(USAID)、フランス開発庁(AfD)等が資金提供を行っている。

また、カンボジア経営者企業協会連盟(Cambodia Federation of Employers and Business Associations: CAMFEBA)はノルウェー政府から資金を得て、ILOと共に、若年層の職業訓練や雇用機会の提供支援、児童労働に関する行動規範の策定とメンバー企業に対する同規範の遵守、障害者や HIV に対する支援を提供しているix。

カンボジアでは、グローバル・コンパクトのローカルネットワークの活動やフォーカル・ポイントは存在していない。国際的な取組みとしては、米国とカンボジア政府間の協定に基づき、2005 年 1 月に WTO 繊維衣類協定の規定により数量割当制度が廃止される以前は、カンボジアの繊維セクターの工場において労働条件が改善されたことが確認された場合、米国への数量割当が増加するという枠組みがあり、労働条件改善に寄与した。現在は、既述のとおり、ILOが GMAC 等と工場のモニタリングを実施し、労働条件の改善に貢献している。また、UNDP が企業や NGO を対象に CSR に関するセミナーを開催している。

カンボジアにおける CSR の概念は未成熟であり、CSR は企業による慈善活動(philanthropy)として理解されていることが多い。カンボジアにおける CSR 活動の主な担い手は、多国籍企業であるが、UNDP は、地場の中小企業に対しても、セミナー等を通じて CSR の概念の普及を図っている。こうしたセミナーでは、CSR を実践する企業から、CSR は従業員の離職の減少、仕事に対する満足度の向上、ポジティブな企業イメージの確立に寄与するとの報告がなされている、カンボジアおける日系および外資系企業による主な CSR 活動は下図表の通りとなっている。

図表 1:カンボジアにおける企業の CSR 活動の具体的事例

•	● 企業名	● 事業内容	● CSR 活動事業
1	味の素	調味料·飲料製造	・食と栄養に関する絵本・紙芝居出版を通じた初等教育 ービタミンA欠乏症についての紙芝居を出版し、子供たちが野菜に含まれる栄養の重要性を学び、そこから派生して親兄弟など幅広い層への 知識普及を目指した。
2	ヤマハ	二輪車製造	2005年、カンボジアの保健省とのモニター契約に基づいて、現地病院にコンテナ方のろ過システムを設置し、病院の衛生改善に役立っている。
3	ANZ Royal Bank	銀行業	・ボランティア休暇 ・コミュニティー・プログラム基金の創設 ・救急車、小児に対する医療サービスの提供 ・ヘルメットの提供 ・NGO に対する資金提供
4	British American Tobacco Company	タバコの製造・販売	・責任あるタバコ栽培プログラム(契約栽培、農業技術・営農支援) ・種子提供、約定価格での買い上げ、資材購入支援(無利息でのローン 提供) ・植林
5	DFDL Mekong	法律·税務事務所	・奨学金の提供(法律分野) ・従業員に対する教育基金の設立 ・アジア象保護プログラム ・法律情報の更新
6	Total	石油	・農村部のエネルギーへのアクセス向上、エネルギーコストの削減(地方流通業者に対する技術支援)
7	Mobitel Fundation	通信業	・基金を通じたコミュニティー活動や小児の福利厚生向上支援
8	SIEMENS	製造業	・サプライヤーに対する企業行動規定遵守の確認 ・従業員に対する倫理綱領遵守の確認

出所:各企業ウェブサイト上の CSR 報告書より

※本稿は、一般財団法人外国為替貿易研究会『国際金融』2012 年 1 月号に掲載の「海外進出時における社会的責任(CSR)活動」に加筆修正を行ったものである。

(当社発行『GLOBAL Angle』 2012.7 より転載)

<sup>&</sup>lt;sup>i</sup> US Department of State, "2011 Investment Climate Statement - Cambodia"

<sup>11</sup> Ibid.

iii ASEAN-Japan Centre (2010)「カンボジア投資ガイド」p.IV-2

iv ASEAN-JAPAN CENTRE「カンボジア投資セミナーレポート」

v ASEAN-Japan Centre (2010)「カンボジア投資ガイド」p. IV-1

 $<sup>^{</sup>m vi}$  ASEAN-Japan Centre (2010) 「カンボジア投資ガイド」 付属資料 II: 「投資法」 (1994 年投資法・2003 年改正投資法統合条文)

vii ASEAN-Japan Centre (2010)「カンボジア投資ガイド」付属資料 III:「改正投資法施行に関する政令 No.111」

viii better factories ウェブサイト <a href="http://www.betterfactories.org/ILO/aboutBFC.aspx?z=2&c=1">http://www.betterfactories.org/ILO/aboutBFC.aspx?z=2&c=1</a>

<sup>&</sup>lt;sup>ix</sup> Cambodia Federation of Employers and Business Associations (CAMFEBA) ウェブサイト http://www.camfeba.com/index.php/project/yep

x Rajesh Chhabara (2008) "Increasing Cambodia's Competitiveness through Corporate Social Responsibility"

## ー ご利用に際してー

- 本資料は、信頼できると思われる各種データに基づいて作成されていますが、当社はその正確性、完全性を保証するものではありません。
- また、本資料は、執筆者の見解に基づき作成されたものであり、当社の統一的な見解を示すものではありません。
- 本資料に基づくお客様の決定、行為、及びその結果について、当社は一切の責任を負いません。ご利用にあたっては、お客様ご自身でご判断くださいますようお願い申し上げます。
- 本資料は、著作物であり、著作権法に基づき保護されています。著作権法の定めに従い、引用する際は、必ず出所:三菱UFJリサーチ&コンサルティングと明記してください。
- 本資料の全文または一部を転載・複製する際は著作権者の許諾が必要ですので、当社までご連絡下さい。